

SINSHU
SUZAKA
2018.12.1

須坂の 町並み だより

No. 1

■町並み保存の取組みについて

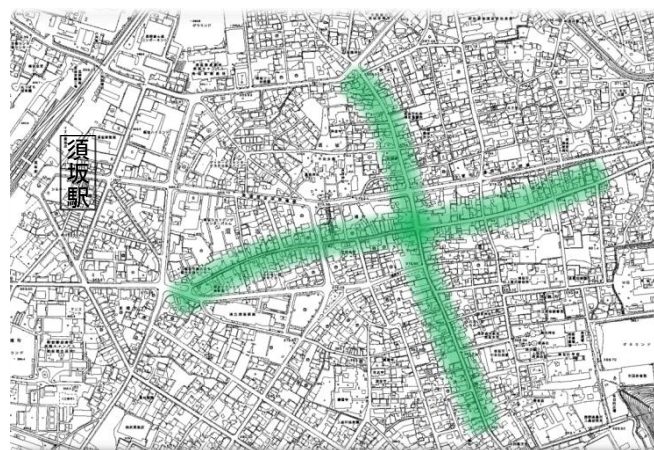
明治から昭和初期にかけて製糸業で発展を遂げた須坂の町。旧大笹街道と旧谷街道の交差点を中心に、商家をはじめとした土蔵造りの町家や豪壮な建物が数多く残されています。

歴史ある建物は主に明治・大正・昭和初期に建てられています。これらは当時の人々の生活に根付き、製糸業の発展など須坂ならではの歴史とともに歩み、独自の町並みを形成しています。

近年ライフスタイルの変化や建物所有者の事情により、多くの建物が失われつつあります。建物を取り壊すのは一瞬ですが、同じものは二度と戻りません。須坂の文化や歴史が建物と一体となって残っている貴重な町並みの価値を知っていただき、次の世代に引き継ぐため、須坂市では保存と活用に取り組んでいます。



◆明治期の写真
(現在の上中町交差点から中町交差点の眺め)



◆旧大笹街道と旧谷街道に面して歴史的な町並みが集中する地域

今後、須坂市では文化財保護法の『伝統的建造物群保存地区（通称：伝建^{でんけん}）』制度を利用して、歴史的な町並みを守り、町並みを活かした地域の活性化を進めます。

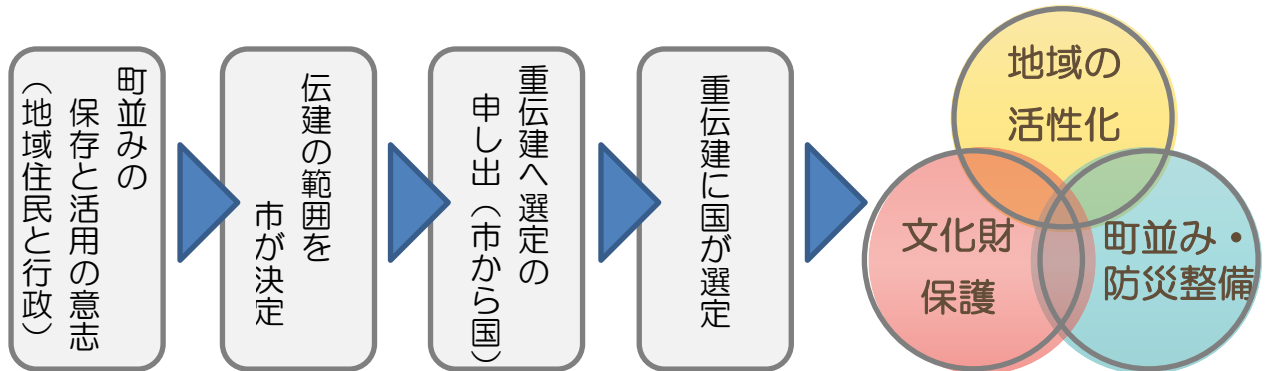
今まで残してきた貴重な町並みを、歴史の“生き証人”として将来にわたって保存し、活用を通じて、地域の活性化や交流人口の増加につなげていきたいと考えています。

でんけん じゅうでんけん

■伝建・重伝建とは？

伝統的建造物（町家や土蔵など）の集まりと、石積や樹木などの周辺環境を歴史的、景観的なまとまりとして、市が将来にわたり保存すると定める地区を『伝統的建造物群保存地区（伝建）』といい、地区の歴史的価値を保存・整備を進める制度です。

伝建の中でも国にとって価値が高いとされる地区を『重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）』と呼び、須坂市は重伝建の選定を目指しています。



■重伝建になると？

『重伝建』では、建造物の修理や修景など、歴史的景観の維持・保全を図る事業に対して、国・県・市は、補助金などの財政的支援と技術的指導を行います。なお、建造物等の外観の変更（新增築・修繕・除去等）や土地の造成などを行う場合は、許可が必要となります。

詳しい制度の内容については、次号以降でお伝えします。

■伝建制度町別説明会を開催しました

8月20日から9月3日にかけて、春木町、太子町、上中町、横町、中町、新町、常盤町、本上町、上町、東横町、立町の地域の皆様を対象に、町別説明会を開催いたしました。

歴史的な建物の所有者の方々をはじめとした計62名の皆様にご参加をいただき、説明後には様々なご意見・ご質問が出され、制度へのご理解を深めていただきました。今後も制度へのご理解を深めていただくため、説明会や学習会を開催していきます。



◆町別説明会の様子

地域の皆様に伝建の制度や取組状況について、ご理解や関心を深めていただけるよう、当情報紙を発行いたしました。次号は2月頃発行予定で、伝建制度や今後のスケジュールなどを掲載する予定です。

編集・発行
須坂市社会共創部生涯学習スポーツ課
☎026-248-9027
まちづくり推進部まちづくり課
☎026-248-9007